半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
紀伊	和歌山県伊都郡九度山町	九度山町長	平成二十六年九月一日から平成三十一年三月三十一日まで
幡多	高知県土佐清水市	土佐清水市長	平成二十六年九月一日から平成三十一年三月三十一日まで
北松浦	長崎県北松浦郡佐々町	佐々町長	平成二十六年九月一日から平成三十一年三月三十一日まで
大隅	鹿児島県肝属郡南大隅町	南大隅町長	平成二十六年九月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○中央選挙管理会告示第十六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年中央選挙管理会告示第二号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧
平成二十六年九月十七日	結いの党	本部の所在地	東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇三号室
			東京都江東区富岡一―二六―二一三階

○中央選挙管理会告示第十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき解散をした旨の届出があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十六年九月二十二日	結いの党	結い	東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇三号室	江田　憲司

○中央選挙管理会告示第十八号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧
平成二十六年九月二十二日	維新の党	政党その他の政治団体の名称	新
			旧 日本維新の会

○政治資金適正化委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四七三八	二六、九、二六	森田　淳一
四七三九	二六、一〇、三	武田　和夫
四七四〇	二六、一〇、三	髙橋　靖忠
四七四一	二六、一〇、三	辻　英人
四七四二	二六、一〇、三	新田　博丈

○政治資金適正化委員会告示第六十九号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一九五	岡野　秀章	一九五　二六、九、二〇	七の一から八六七の四まで、字長尾谷九一一の三、九一一の三六、九一一の三七、細見字浅ケ谷六五六の一から六五六の三まで、六五六の五、六五六の六、字墓谷六七二の二、字砂堀七二四の五、七二四の六、七二四の八、字南谷七二五の一、七二六、七二六の三から七二六の五まで、字向ヒ谷七四一の五（次の図に示す部分に限る。）、字大松ケ谷七五三の二、七五三の八から七五三の一一まで、七五四の一から七五四の三まで、字天狗谷七七三の二、七七四、七七八、字弥助谷七八七の二、七八九から七九二まで、七九四、字橋ケ谷八〇七の二、八〇七の三、字坂ケ谷八一一の二、松上字樵掛ケ九三九の三五、九三九の三六、字倉見谷九四〇の二、九四〇の六、九四〇の九、九四〇の一三、九四〇の一七、九四一の一（次の図に示す部分に限る。）、九四一の六、九四一の七、九四一の三〇（次の図に示す部分に限る。）、九四一の五二から九四一の五四まで、九四一の五五（次の図に示す部分に限る。）、九四一の五六、九四一の五八から九四一の六〇まで、九四一の一一五

○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市上段字牧谷三八四から三八六まで、三八八、字瀬戸谷三六四から三六七まで、三七三、尾崎字山崎三〇五の一、三〇五の二、字奥谷三二六の一から三二六の三まで、上原字狸谷上分八六六の三、八六六の四、八六六の一〇、八六六の一一、字長尾頭八六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

○厚生労働省告示第三百九十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表二百六十二の項使用目的、効能又は効果の欄中「歯科」の下に「の」を加え、「又は装置の口腔内硬組織若しくは装置へ」を「、補綴物等」に改める。